

## らくオプ取引に係るご注意

- ◆ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です。  
(注1)  
※ この取引に関して行われた勧誘が、訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- ◆ また、本取引は、法令・諸規則により、取引の内容や想定される損失額について十分にご説明することとされています。  
※ 取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- ◆ 弊社によるご説明や、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- ◆ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

## 楽 天 証 券 株 式 会 社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号, 商品先物取引業者

# らくオプ取引

## 契約締結前交付書面

(店頭通貨バイナリーオプション取引説明書)

**楽天証券株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 195 号 商品先物取引業者

## 目次

契約締結前交付書面 .....	2
(店頭通貨バイナリーオプション取引説明書) .....	2
はじめにお読みください .....	5
1. らくオプ取引のリスク等重要事項について .....	6
(1) リスク等にかかる注意点 .....	6
(2) 区分管理信託 .....	7
(3) カバー取引先 .....	7
2. らくオプ取引の仕組みについて .....	10
(1) らくオプ取引とは .....	10
(2) 取扱いオプションの種類 .....	10
(3) 取引日及び取引時間 .....	10
(4) 取引対象となる原資産 .....	10
(5) 取引単位 .....	10
(6) 取引数量の上限 .....	10
(7) 手数料 .....	11
(8) 回号 .....	11
(9) 取引価格 .....	11
(10) 原資産価格 .....	11
(11) 権利行使価格 .....	12
(12) 判定価格 .....	12
(13) 取引チャネル .....	12
(14) 注文の種類と執行方法 .....	12
(15) 取引の相手方 .....	13
(16) 判定方法 .....	13
(17) 取引代金の授受 .....	13
(18) 取引の中断・停止について .....	13
(19) ロスカット取引について .....	13
(20) 課税上の取扱い .....	14
(21) 取引制限について .....	14
(22) その他留意事項 .....	14
3. らくオプ取引の手続きについて .....	15
(1) 口座開設 .....	15
(2) 預託金の入金 .....	15
(3) 注文の指示事項 .....	15
(4) 回号途中の売却による建玉の決済 .....	15
(5) 注文した取引の成立 .....	15
(6) 取引残高、預託金等の報告 .....	15
(7) 交付書面の確認 .....	16
4. らくオプ取引行為に関する禁止行為 .....	17
5. 当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について .....	19
6. らくオプ取引のリスクについて .....	20

1. らくオブ取引の性質とリスク .....	20
2. 信用リスク .....	20
3. 原資産価格（外国為替レート）の変動リスク .....	20
4. オプションの価格変動リスク .....	20
5. 流動性リスク .....	20
6. オンライン取引に関するリスク .....	21
7. 法規制リスク .....	21
7. らくオブ取引に係る主要な用語 .....	22

はじめにお読みください

# 店頭通貨バイナリーオプション 取引説明書

本説明書では、店頭通貨バイナリーオプション取引を行っていただくうえでのリスクやお取引方法等が記載されています。あらかじめ本説明書を十分にご理解いただき、ご不明な点等は、お取引開始前にご確認ください。

店頭通貨バイナリーオプション取引（以下、「らくオプ取引」といいます。）は、通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。らくオプ取引は、利益が得られることもある反面、投資元本のすべてを失う危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、金融商品取引法第 2 条第 2 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、同項第 4 号に規定する取引に該当する店頭通貨バイナリーオプション取引であるらくオプ取引について説明します。なお、ご不明な用語がございましたら、本書に掲載されている用語集をご覧ください。

## 1. らくオプ取引のリスク等重要事項について

### (1) リスク等にかかる注意点

- ◆ らくオプ取引は、通貨を原資産とするオプション取引です。外国為替相場等の変動により、投資元本のすべてを失うおそれのある、リスクの高い金融商品です。
- ◆ らくオプ取引は、あらかじめ定められた権利行使条件を満たした場合に、あらかじめ決められた金額（以下、「ペイアウト額」といいます。）を受け取る権利を購入する取引です。取引には期限があり、期限の満期時に一定条件を満たした場合はペイアウト額を受け取ることができますが、条件を満たさなかった場合は購入金額全額を失うこととなります。
- ◆ らくオプ取引では、一定時間毎に回号を設定しています。各回号では、新規取引はオプションの購入のみが可能で、オプションの売却から開始することはできませんが、購入したオプションは同一回号中に売却することができます。回号中にオプションを売却した場合は、ペイアウト額を受け取る権利はなくなり、売却金額と購入金額との差額がお客様の損益となります。
- ◆ お客様がオプションを購入するときの価格と、購入したオプションを売却するときの価格の間にはスプレッドがあります。購入価格及び売却価格を取引価格といいますが、取引価格は外国為替相場、ボラティリティ、権利行使価格、権利行使期間、対象通貨の金利等により変動するため、相場状況によっては、スプレッドが拡大したり、意図した取引ができないことにより、損失が発生する可能性があります。
- ◆ 当社が提供する取引システム（以下、「本取引システム」といいます。）又は当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行などが行えない可能性があります。
- ◆ 外国為替相場の急変やインターバンク市場における流動性の低下等によりお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、又はインターバンク市場やお客様との取引により当社の財務の健全性に重大な影響が及ぶような事態が発生した場合には、開催中の回号を中断又は開催前の回号を中止する場合があります。
- ◆ らくオプ取引の取引手数料は無料です。
- ◆ お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

## (2) 区分管理信託

当社は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき、お客様から預託を受けた預託金は、その額を株式会社三井住友銀行および楽天信託株式会社における信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

ただし、当該預託金は投資者保護基金の補償対象ではありません。

## (3) カバー取引先

- ・らくオプ取引は、当社とお客様との相対取引となります。かかるお取引から発生するポジションのリスクをヘッジするため、次の金融機関等をカバー取引先として当社の判断でヘッジ取引を行います。なお、ヘッジ取引は、当社の判断のもとで当社が行う取引であり、カバー取引先とお客様の間には一切の契約はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つものではなく、また当社がお客様からのご照会やお問い合わせに応じることありません。
- ・当社および当社のカバー取引先等の信用状況によっては、当社の財産状況に影響が及ぶ可能性があり、その結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

◆ シティバンク・エヌ・エイ Citi Bank, N.A. 銀行業	OCC[米国通貨監督庁] / U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]
◆ バークレイズ銀行 Barclays Bank Plc 銀行業	U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]
◆ ジェー・アロン・アンド・カンパニー (※ゴールドマン・サックスグループ) J. Aron & Company 外国為替業等	FRB[連邦準備制度理事会]
◆ モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルーシー Morgan Stanley & Co. International. Plc 金融商品取引業	U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]
◆ コメルツバンク・エー・ジー Commerz Bank AG 銀行業	BAFIN[ドイツ連邦金融監督庁]
◆ ドイツ銀行 Deutsche Bank AG 銀行業	BAFIN[ドイツ連邦金融監督庁]
◆ バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ Bank of America, N.A. 銀行業	OCC[米国通貨監督庁] / FRB[連邦準備制度理事会]
◆ 株式会社みずほ銀行	

	Mizuho Bank, Ltd. 銀行業 金融庁
◆	ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー Nomura International plc 金融商品取引業 U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融 行動監督機構]
◆	バーチュフィナンシャル Virtu Financial LLC リクイディティ US SEC [米国証券取引委員会] / Central Bank of Ireland[ア プロバイダー イルランド中央銀行] / ASIC[豪州証券投資委員会]
◆	ジェイピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイ JP Morgan Chase Bank N.A 銀行業 OCC[米国通貨監督庁] / FRB[連邦準備制度理事会]
◆	ユービーエス・エージー UBS AG 銀行業 FINMA[スイス連邦金融市場監督機構]
◆	クレディ・スイス・エイ・ジー CREDIT SUISSE AG 銀行業 FINMA[スイス連邦金融市場監督機構]
◆	ビー・エヌ・ピー パリバ BNP Paribas 銀行業 AMF[フランス金融市場庁]
◆	スタンダードチャータード銀行 Standard Chartered Bank 銀行業 U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融 行動監督機構]
◆	ステート・ストリート銀行 State Street Bank and Trust 銀行業 U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融 行動監督機構]
◆	ナットウエスト・マーケッツ・ピーエルシー NatWest Markets Plc 銀行業 U.K. PRA [英国 プルーデンス規制機構] / U.K. FCA[英国 金融 行動監督機構]
◆	オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド Australia and New Zealand Banking Group Limited 銀行業 APRA [オーストラリア健全性規制庁]
◆	シタデル セキュリティズ エルエルシー Citadel Securities LLC 金融商品取引業 US SEC [米国証券取引委員会] / FINRA [金融取引業規制機構]
◆	株式会社三菱 UFJ 銀行 MUFG Bank, Ltd.

銀行業

金融庁

◆ ソシエテ・ジェネラル

Societe Generale

銀行業

ACPR[フランス金融健全性監督破綻処理機構] / ECB[欧州中央銀行]

◆ エックス ティー エックス マーケッツ リミテッド

XTX Markets Limited

リクイディティ U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]  
プロバイダー

◆ エルマックス リミテッド

LMAX Limited

多角的取引システム U.K. FCA[英国 金融行動監督機構]

## 2. らくオプ取引の仕組みについて

らくオプ取引は、金融商品取引法及びその他の関係法令並びに一般社団法人金融先物取引業協会の規則が適用される取引です。

### (1) らくオプ取引とは

あらかじめ定めた期限（以下、「判定時間」といいます。）において、取引対象の通貨（以下、「原資産」といいます。）の価格が、あらかじめ定めた価格（以下、「権利行使価格」といいます。）を基準とした一定の条件を満たした場合に、一定の金銭（以下、「ペイアウト額」といいます。）が受け取れる権利（オプション）を売買する取引です。オプションの買い手は、当該条件が満たされた場合はペイアウト額を受け取ることができますが、当該条件が満たされなかった場合はオプション購入金額の全額が損失となります。

### (2) 取扱いオプションの種類

判定時間においてのみペイアウト額の授受を判定・実行するオプション（ヨーロピアンタイプ）取引で、以下の2種類があります。

#### ① ラダー・バイナリー・コール・オプション

判定時間の外国為替相場が権利行使価格以上の水準となった場合にのみ、ペイアウト額を受け取ることができるオプションです。

#### ② ラダー・バイナリー・プット・オプション

判定時間の外国為替相場が権利行使価格未満の水準となった場合にのみ、ペイアウト額を受け取ることができるオプションです。

### (3) 取引日及び取引時間

月曜日～金曜日 午前8：20～翌午前4：20（日本時間）

取引日は、原則、土曜日、日曜日及び1月1日以外となります。また、取引時間は、次に掲げる表のとおりとしております。ただし、クリスマス時期など世界的な休日により外国為替市場が東京時間のみ開いている場合などは、当社の判断において取引の終了時間を繰り上げる場合があります。

### (4) 取引対象となる原資産

らくオプ取引において取引対象となる原資産は、米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、ユーロ/米ドル の5種類の通貨ペアです。

### (5) 取引単位

取引は1枚単位となっており、ペイアウト額を1,000円とする取引を1枚（最低取引単位）とします。

### (6) 取引数量の上限

1取引あたりの取引上限	200枚
1回号あたりの取引上限	1,000枚（全通貨ペア合計）

※上記の各上限とは別に、お客様が当社に申告された「損失許容額」が設定されています。

## (7) 手数料

取引手数料及び取引口座管理費は無料です。

## (8) 回号

取引時間内において、以下のとおり一定時間毎に回号を設定します。1回号の時間は2時間です。

回号	取引可能時間	判定時刻
第1回	8:20 ~ 10:18	10:20
第2回	10:20 ~ 12:18	12:20
第3回	12:20 ~ 14:18	14:20
第4回	14:20 ~ 16:18	16:20
第5回	16:20 ~ 18:18	18:20
第6回	18:20 ~ 20:18	20:20
第7回	20:20 ~ 22:18	22:20
第8回	22:20 ~ 翌0:18	翌0:20
第9回	翌0:20 ~ 翌2:18	翌2:20
第10回	翌2:20 ~ 翌4:18	翌4:20

※クリスマスや年末年始等、インターバンク市場の流動性の低下が予想される時期や重要経済指標の発表等が予定されている場合には、回号の開催回数を変更する場合があります。

## (9) 取引価格

オプションを購入するときの購入価格又はオプションをお客様の裁量で売却するときの売却価格を「取引価格」といいます。

取引価格は、オプション取引の理論モデルのひとつである「ブラック・ショールズモデル」を当社にて修正した計モデルに基づいて算出しています。原資産価格、権利行使価格、原資産のボラティリティ、権利行使期間、原資産の金利といったパラメーターを用いて算出した理論値に、当社のヘッジ取引に係るリスクプレミアムをスプレッドとして加味した値をオプションの取引価格として提示します。そのため、取引価格は「ペイアウト額=コール・オプションの取引価格+プット・オプションの取引価格」とはなりません。また、各パラメーターの変化により取引価格は変動し、また各パラメーターの急変により購入価格と売却価格の差（スプレッド）も拡大する場合があります。

※取引価格の呼値の単位は1円です（各通貨ペア共通）。

※取引価格が1,000円るときには注文を受け付けません。

## (10) 原資産価格

原資産価格には、複数のカバー取引先から配信される各通貨ペアのBIDレートとASKレートの間値（MIDレート）を採用しています。

※呼値の単位は、対円通貨ペアが0.001円、対ドル通貨ペアが0.00001ドルです。

※MIDレートについては、対円通貨ペアでは小数点第4位以下を、対ドル通貨ペアでは小数点第6位以下を

四捨五入して算出します。

※当社の外国為替証拠金取引（楽天FX）のレートとは異なります。

## （11）権利行使価格

権利行使価格は、ペイアウトの発生の有無を判断する基準となる価格です。当社では、各回号の取引開始1分前の原資産価格を基準とし、上下均等に7本の権利行使価格を設定します。なお、回号の途中で権利行使価格を追加することはありません。

※権利行使価格の呼値の単位は、対円通貨ペアが0.01円、対ドル通貨ペアが0.0001ドルです。

※権利行使価格は、楽天FXで提示される各通貨ペアのBIDレートとASKレートの間値（MIDレート）を基準に設定します（対円通貨ペアでは小数点第3位以下を、対ドル通貨ペアでは小数点第5位以下を四捨五入して設定します。）

※権利行使価格の設定数・間隔は、インターバンク市場の流動性や外国為替相場のボラティリティ等を勘案して設定します。インターバンク市場の流動性の低下が予想される、重要経済指標の発表等が予定されている等、市場の流動性が乏しい状況が発生している場合には、回号毎に権利行使価格の設定数・間隔が異なる場合があります。

## （12）判定価格

判定価格とは、判定時刻における原資産価格で、購入したオプションを回号途中で売却せず回号終了時まで保有した場合にペイアウトの受取可否の判定に用いられる価格です。

※判定価格の呼値の単位には、対円通貨ペアが0.001円、対ドル通貨ペアが0.00001ドルです。

※判定価格の取得は、楽天FXにおいて当社がお客様に提示する為替レートを生成する際に複数のカバー取引先から取得する、各通貨ペアのBIDレートとASKレートのMIDレートをを用います。

※MIDレートについては、対円通貨ペアでは小数点第4位以下を、対ドル通貨ペアでは小数点第6位以下を四捨五入して算出します。

※判定時刻において、当社にて判定価格が取得できずお客様が権利行使を行うことができない場合は、原則として、当該回号中にお客様が支払ったオプション購入金額をご返金いたします。

※回号終了時に判定価格が取得できず、事後的に判定価格が算出できる場合には、回号終了時点における楽天FXで提示した各通貨ペアのBIDレートとASKレートのMIDレートを判定価格として参考とし、ペイアウトの受取判定を行う場合があります。

## （13）取引チャネル

らくオプ取引は、パソコン及びスマートフォン（一部ご利用になれない機種がございます。詳しくは当社のウェブページの推奨環境でご確認ください。）でお取引いただけます。

※カスタマーサービス部のオペレータ経由によるお電話でのご注文は承ることはできません。

## （14）注文の種類と執行方法

注文種類は成行注文のみとなります。当社は、各回号の開始時刻から終了時刻の2分前までの間、新規購入のための注文および購入したオプションを売却するための注文を受け付けます。

成行注文では、お客様の発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に価格差が生じる場合があります。当該価格差は、お客様端末と当社システム間の通信及び当社システムでの注文受付後

の約定処理に要する時間により発生するもので、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

※新規取引としてオプションの売却から開始することはできません。

※約定後の注文取消・変更はできません。

## (15) 取引の相手方

当社がお客様の相手方となって取引を成立させます。

## (16) 判定方法

お客様が保有するオプションは、回号終了時点の判定価格をもとに、自動的にペイアウトの受取判定が行われます（お客様による権利行使の意思表示の必要はありません。）。各オプションの権利行使の判定方法は以下のとおりです。

### ① ラダー・バイナリー・コール・オプション

回号終了時点の判定価格が権利行使価格以上の水準となった場合（判定価格 $\geq$ 権利行使価格 の場合）にのみ、ペイアウトの入金処理を行います。権利行使価格未満の水準となった場合にはペイアウト額を受け取ることができず、購入金額の全額が損失となります。

### ② ラダー・バイナリー・プット・オプション

回号終了時点の判定価格が権利行使価格未満の水準となった場合（判定価格 $<$ 権利行使価格 の場合）にのみ、ペイアウトの入金処理を行います。権利行使価格以上の水準となった場合にはペイアウト額を受け取ることができず、購入金額の全額が損失となります。

※ペイアウト額の受取がある場合には、判定終了後速やかに、自動的にお客様のらくオプ取引口座へ入金します。

※開催中の回号が中断となった場合、原則として、当該回号中にお客様が支払ったオプション購入金額をご返金いたします。

## (17) 取引代金の授受

- ・オプションを購入した場合、購入金額はらくオプ取引口座の残高から差し引かれます。一方、購入したオプションを回号途中で売却した場合、売却金額はらくオプ取引口座の残高に反映されます。購入金額は取引数量 $\times$ 取引価格（購入価格）、売却金額は取引数量 $\times$ 取引価格（売却価格）となります。
- ・ペイアウト金額は、各回号の判定終了後、速やかにらくオプ取引口座へ入金します。

## (18) 取引の中断・停止について

各回号の取引開始前において重要経済指標の発表や外国為替相場の急変等により、お客様への取引価格の提示が困難であると当社が判断した場合、また年末年始やクリスマス等、外国為替市場の休場など、事前に流動性の低下が見込まれる場合には回号を中止する場合があります。

また、開催中の回号についても、外国為替市場のレートと著しく乖離した異常レートの配信や通信・システム障害の発生、当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が発生した場合等、やむを得ない突発的事象の発生により取引を停止する場合があります。

## (19) ロスカット取引について

らくオプ取引は、取引による最大損失額が購入金額に限定されるため、当社によるロスカット取引はあり

ません。

## (20) 課税上の取扱い

個人のお客様が行ったらくオプ取引で発生した利益（オプションの売買によって発生した差益及びペイアウト額と購入価格との差益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。

法人のお客様が行ったらくオプ取引で発生した利益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様がらくオプ取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

## (21) 取引制限について

らくオプ取引では、お客様の一定期間の損失額が当社に申告されている「損失限度額」に達した場合、もしくは、お客様が当社に申告されている各種情報に照らして過度な取引を行っているとして当社が判断した場合、お客様のお取引を一定期間停止させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## (22) その他留意事項

らくオプ取引において合理的な投資判断を行うためには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。そのため、口座開設のお申込時には、お客様が取引の仕組みやリスク等について十分にご理解いただいているかを確認させていただきます。

らくオプ取引では、お客様全体の支払金額と受取金額との差額が、当社の収益の源泉となります。

### 3. らくオプ取引の手続きについて

お客様が、当社でらくオプ取引を行われる際の手続きの概要は、次のとおりです。

(以下に説明する手続きは、お客様がすでに楽天 FX 口座を開設されていることが前提となっています。)

#### (1) 口座開設

はじめに、らくオプ取引口座を開設していただくに際し、インターネットを通じ当社から本説明書のほか関係書面等が交付されますので、らくオプ取引の概要やリスク、当社のルール等について十分ご理解、ご承諾のうえお手続きください。この際、インターネットを通じ口座開設手続きが行われること、本説明書等が交付されること、及びご自身の判断と責任において取引を行うことを証するため、「確認書・告知に係る申請書」をご提出いただきます。また、オプションに関する知識を確認するため、取引画面上でテストを行っていただきます。このテストで一定基準を満たし合格になった場合のみ、らくオプ取引が可能になります。一定の点数に満たなかった場合、当日中はらくオプ取引を開始できません。翌日以降、再度テストを行っていただきます。

なお、らくオプ取引口座を開設するには、上記のほか、当社の口座開設基準等に基づく審査を経ていただく必要があります。

#### (2) 預託金の入金

らくオプ取引の注文をするときは、事前に、楽天 FX 口座からの振替により、らくオプ取引に必要な預託金をらくオプ取引口座に入金していただきます。

#### (3) 注文の指示事項

らくオプ取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、次の事項を正確に指示してください。なお、オプションの取引価格については指示できず成行のみとなり、当社の受注サーバにお客様の注文が到達した際の価格がお取引の価格となります。

- ・対象原資産（通貨ペア）
- ・回号
- ・権利行使価格
- ・売買の別（新規取引は買いのみ）
- ・コール、プットの別（円安、円高 又は ドル安、ドル高の別）
- ・取引枚数

#### (4) 回号途中の売却による建玉の決済

購入したオプションの売却が成立した場合には、取引枚数分が建玉から減少します。売却される建玉は、お客様の指示によりますが、指示がない場合は先入先出法によります。

#### (5) 注文した取引の成立

お客様の注文が約定したときは、当社は約定した取引の内容を明記した「取引報告書兼残高報告書兼受領書」を作成して、電磁的方法によりお客様に交付します。

#### (6) 取引残高、預託金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において約定した取引の内容並びに報告対象期間の末日における預託金及びその他の取引残高は「取引報告書兼残高報告書兼受領書」を作成し、また、年間の損益は「期間損益報告書」を作成し、電磁的方法によりお客様に交付いたします。

## (7) 交付書面の確認

当社がお客様へ電磁的方法により交付した「取引報告書兼残高報告書兼受領書」、及びその他当社が必要に応じて通知した書面等の内容は、当社がお客様の閲覧に供した後、必ずご確認くださいませよう願いたします。また、「取引報告書兼残高報告書兼受領書」につきまして、内容に相違又は疑義が生じた場合には、発行後、速やかに当社にご連絡をください。ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容をご了承いただいたものとさせていただきます。

## 4. らくオプ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭デリバティブ取引、又は顧客のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「禁止行為」といいます）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
3. 店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）
4. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
8. 店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
9. 店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
12. 店頭デリバティブ取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
13. 店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の

保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

16. 店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
17. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは従業員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為
19. 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
20. 店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること
21. 通貨関連デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引を含みます。22. において同じ）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額（想定元本の4%以下同じ）、顧客が法人の場合は約定時必要預託額にそれぞれ不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
22. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額、顧客が法人の場合は維持必要預託額にそれぞれ不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
23. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
24. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
25. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

## 5. 当社の概要及び苦情受付窓口・苦情処理・紛争解決について

商号等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山2-6-21
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
資本金	7,495百万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	1999年3月

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

**楽天証券カスタマーサービスセンター**

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333(通話料有料)

受付時間：平日8:30～17:00(土日祝・年末年始を除く)

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：平日9:00～17:00(祝日を除く)

## 6. らくオプ取引のリスクについて

らくオプ取引には様々なリスクが伴います。お客様は、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。らくオプ取引は元本が保証されたものではございません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客様の予想と反する方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、投資金額の全額を失う可能性のあるリスクの高い取引です。また、らくオプ取引は全てのお客様に無条件に適用しているものではありません。お客様の取引目的、ご経験、知識、財政状態、財務計画など様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始されることが適切であるかについて十分にご検討いただくようお願い申し上げます。

### 1. らくオプ取引の性質とリスク

当社におけるらくオプ取引は相対取引（OTC取引＝Over the counter取引）によって行われます。当社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、らくオプ取引に関してお客様の取引の相手方として行動します。相対取引では、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて取引や価格の提示が困難となる可能性があります。また、らくオプ取引は証券取引や先物取引と比べて独自の市場慣行にしたがって取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様がらくオプ取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

### 2. 信用リスク

当社におけるらくオプ取引は相対取引によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、らくオプ取引に関してお客様の取引の相手方として行動します。このため、相対取引の相手方である当社の信用状況により、損失を被ることがあります。

### 3. 原資産価格（外国為替レート）の変動リスク

らくオプ取引において投資対象であるオプションの購入価格および売却価格や判定価格は、オプションの原資産価格の変動に影響を受けます。外国為替市場では、24時間常として為替レートが変動しております。為替レートの変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあり（土日・一部の休日を除きます。）、原資産価格がお客様の予測と反対の方向に変動した場合には、お客様がオプションを購入するために支払ったオプション購入金額の全額を失います。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に損失の割合が大きくなります。また、原資産価格については、複数のカバー取引先から配信される各通貨ペアのBIDレートとASKレートの間値(MIDレート)を基にして一定間隔のレートを提示しておりますが、レート更新の間隔が相違するため、同時時間帯であってもレートの相違が生じる場合があります。

### 4. オプションの価格変動リスク

らくオプ取引では、お客様がオプション購入後に当該取引を取り消すこと（クーリングオフ）はできませんが、各回号の取引可能期間中であれば、お客様ご自身の判断により、購入したオプションの売却取引を行うことができます。オプション購入からの時間経過による原資産価格の変動等により、購入したオプションの価格は変動します。購入したオプションが値下がりした場合、判定時間よりも前に売却取引を行うと損失を被ることになり、当該損失はお客様が負うこととなります。

### 5. 流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週始のオープンにおける取引、通常時から流動性の低い通貨での取引、あるいはマーケットの変動が激しいために、当社での原資産価格の提示が困難となった場合での取引においては、オプションの価格提示も困難となり、

当社の通常の営業時間帯であっても、注文を行うことができなくなることがあります。また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難、又は不可能となった場合も同様にオプションの価格提示ができず、お取引が一定期間において不可能となる場合があります。

## 6. オンライン取引に関するリスク

電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客様ご自身の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅れ、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

## 7. 法規制リスク

法令等や当社が加入する自主規制団体の規則等の変更は、お客様にとって、実質的に不利な影響を与える可能性があります。

以上は、らくオプ取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

らくオプ取引は、利益が得られることもある反面、投資元本のすべてを失う危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本取引説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

## 7. らくオブ取引に係る主要な用語

- (1) アウト・オブ・ザ・マネー；アット・ザ・マネー；イン・ザ・マネー

オプションの買い手が権利行使をすると損失が生じる状態をアウト・オブ・ザ・マネー、対象資産（原資産）の市場の現在価格とオプションの権利行使価格とが等しい状態をアット・ザ・マネー、買い手が権利行使をすると利益が生じる状態をイン・ザ・マネーとといいます。イン・ザ・マネーは、コール・オプションの場合は原資産の市場の現在価格が権利行使価格より高いとき、プット・オプションの場合は低いときがこれに当たります。

- (2) オプション取引（オプションとりひき）

金融商品（原資産）を、将来の特定期日（権利行使期日）までに予め定められた特定の価格（権利行使価格）で売買する権利を購入、売却するデリバティブ取引のことをいいます。

- (3) オプション料（オプションりょう）

オプションの買い手がオプションの売り手にその対価（プレミアム）として支払う金銭をいいます。

- (4) 買建玉（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

- (5) カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭金融先物取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭金融先物取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引、外国為替取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭金融先物取引をいいます。

- (6) 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭金融先物取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- (7) 原資産（げんしさん）

オプション取引の対象となる資産（金融商品）のことをいいます。

- (8) 原資産価格（げんしさんかかく）

原資産の価格のことをいいます。

- (9) 権利行使（けんりこうし）

オプションの買い手がその権利を実行し、プット・オプションの場合は原資産の売付取引（売り手にとっては買付取引）を、コール・オプションの場合は原資産の買付取引（売り手にとっては売付取引）を成立させることをいいます。

- (10) 権利行使価格（けんりこうしかかく）

オプションの買い手が権利行使をするときの原資産の価格としてオプションの取引時に決めたものをいいます。

- (11) 権利行使期間（けんりこうしきかん）

オプションの買い手が権利行使をすることができる期間をいいます。オプションの取引日から期日までの間いつでも権利行使が可能なアメリカン・オプションと、オプションの期日に限り権利行使が可能なヨーロピアン・オプションとがあります。オプションの買い手が同期間内に権利を実行しないと、自動権利行使制度の適用のない限り、権利消滅となります。

- (12) コール・オプション

原資産をあらかじめ定めた価格(権利行使価格)で期日までに(ヨーロピアン・オプションの場合は、期日に)買い付けることのできる権利を買い手に与える契約をいいます。コール・オプションの売り手は原資産を売り付ける義務を負います。

(13) 裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

(14) 自動権利行使制度(じどうけんりこうしせいど)

権利行使期間内に権利行使の申出のなかったイン・ザ・マネーのオプションについて、買い手から権利放棄の意志表示のない限り、権利行使の申出があったものとして取り扱うことをいいます。

(15) スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格と約定価格とに相違があることをいいます。

(16) デリバティブ取引(デリバティブとりひき)

その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

(17) 店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる金利・通貨等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

(18) 特定投資家(とくていとうしか)

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

(19) バイナリーオプション

オプションの買い手が将来の特定期日に一定額を受け取るか、または何も生じないまま価値が消滅することとなる権利(オプション)をいいます。コール・オプションにおいては、特定期日に原資産の価格があらかじめ定めた数値を上回った場合にオプションの売り手が買い手に一定額を支払い、プット・オプションにおいては、特定期日に原資産の価格があらかじめ定めた数値を下回った場合にオプションの売り手が買い手に一定額を支払うこととなります。

(20) 売却(ばいきゃく)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

(21) 判定価格(はんていかかく)

各回号における権利行使価格と比し、ペイアウトの条件を満たしているか否かを判断するために用いる原資産価格のことをいいます。

(22) 判定時間(はんていじかん)

各回号において権利行使価格と判定価格とを比すときの時刻のことをいいます。

(23) ペイアウト

各回号における権利行使価格と判定価格が、予め定められた一定の条件を満たした場合に、当該条件を満たした権利取得者に対し当社から一定の金銭を支払うことをいいます。

(24) ペイアウト額(ペイアウトがく)

ペイアウトによって、支払われる金銭のことをいいます。

(25) プット・オプション

原資産をあらかじめ定めた価格（権利行使価格）で期日までに（ヨーロピアン・オプションの場合は、期日に）売り付けることのできる権利を買い手に与える契約をいいます。プット・オプションの売り手は原資産を買い付ける義務を負います。

(26) ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

(2020年8月)